

三次市教育委員会告示第 号

三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成21年3月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 市民のスポーツ・文化活動及び交流を推進するとともに、魅力あるスポーツ・文化の創造及び振興を図るため、必要な事業等について検討し、その結果を市へ提言するため、三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、スポーツ・文化みよし夢基金条例（平成19年三次市条例第2号）第4条に規定する運用益金を活用して行う事業及び実施方法等について検討し、その結果を市へ提言する。

2 スポーツ・文化に関わる活動、交流、創造及び振興を図るため必要な事業等について検討し、市へ提言することができる。

1 （組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 市民を代表する者

- (2) 公募により選考する者
 - (3) 市を代表する者
 - (4) 市教育委員会を代表する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の三次市スポーツ・文化振興事業検

討委員会設置要綱（平成19年三次市告示第78号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。